

議案第 34 号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

子の看護のための休暇の名称を子の看護等のための休暇に改める必要がある。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年杉並区教育
委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 6 号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改
める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(給与の減額免除) 第9条 条例第9条第1項及び第23条第1項から第3項までに規定する教育委員会規則で定める有給の休暇は、杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区教育委員会規則第7号。以下「会計年度任用講師勤務時間規則」という。）に規定する休暇のうち、次に掲げるもの（第5号から第8号までに掲げる休暇にあつては、フルタイム講師及び月額で報酬を定めるパートタイム講師に限る。）とする。 (1)～(15) 略 (16) <u>子の看護等のための休暇</u> (17) 略	(給与の減額免除) 第9条 条例第9条第1項及び第23条第1項から第3項までに規定する教育委員会規則で定める有給の休暇は、杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区教育委員会規則第7号。以下「会計年度任用講師勤務時間規則」という。）に規定する休暇のうち、次に掲げるもの（第5号から第8号までに掲げる休暇にあつては、フルタイム講師及び月額で報酬を定めるパートタイム講師に限る。）とする。 (1)～(15) 略 (16) <u>子の看護のための休暇</u> (17) 略